

山梨県公報

第一千六百七十六号

は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

十九年

月曜
平成二十九年一月二十七日
山梨県知事 後藤

一 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

כט/לען/יון/ר

- 救急病院等の認定……………五三
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………五三
- 換地計画の決定……………五三
- 道路の供用開始（四件）……………五三
- 農用地利用配分計画の認可……………五四

告示

山梨県告示第三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年用十七由

一 救急病院の名称及び所在地

石和共立病院

二 認定期限 平成三十二年三月二十一日

石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	名称	所在地
--------	-----------------	----	-----

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面

山梨縣公報

第二千六百七十六号

平成十九年一月二十七日

道 一般 国	種 道 類 路 の
号 三百五十八	路 線 名
三地先まで 甲府市右左口 番一地先から 町字城越六六六番	区 間
五二〇・〇	(延 メートル) 長
年三月一日	供用開始の 期日

二	縦覧期間	平成二十九年一月二十八日から同年三月二十八日まで
三	縦覧場所	南アルプス市役所
四	審査請求期間	平成二十九年三月二十九日から同年四月十二日まで
	山梨県告示第三十六号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。